

無料職業紹介事業関連業務委託 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務実施の条件となるものではありません。

- 1 件名 「令和2年度無料職業紹介事業」関連業務委託
- 2 履行期限 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
※無料職業紹介事業関連業務委託の指定期間は3年間（令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）ですが、当該年度の運営状況が良好と認められた場合で、翌年度の予算が議決を経て成立した場合に限り、単年度ごとに契約を締結します。
- 3 履行場所 健康福祉局生活福祉部生活支援課および市内18か所の福祉保健センター生活支援課生活支援係

4 業務目的

本市では、平成14年度以降、生活保護受給者の自立支援に積極的に取り組んできましたが、平成18年2月より、稼働能力を有する生活保護受給者の就労支援を目的として、各区福祉保健センター生活支援課生活支援係を「無料職業紹介所」として届出を行い、生活保護受給者の条件に沿った求人を紹介できる「無料職業紹介事業」を開始しました。

この事業では、生活保護受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用申込者（以下、「生活保護受給者等」という。）に合った求人を開拓し、生活保護受給者等と求人のマッチングの精度を高めるため、求人開拓業務を関連の実績のある業者に委託しています。

また、求職中またはこれから求職活動を行う生活保護受給者等が、効果的に求職活動を行えるよう、無料職業紹介事業と合わせて、就職支援セミナーを定期的で開催することとし、この企画・実施についても業者に委託しています。

5 業務範囲

本委託業務では、生活保護受給者等に合った求人を市内及び市内近郊の雇用市場から開拓する「求人開拓業務」及び生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業所の開拓、求職中またはこれから求職活動を行う生活保護受給者等を対象とした「就職支援セミナー」及び「意欲喚起セミナー」の企画及び実施が主な業務の範囲となります。詳細

は「6 業務内容」を参照してください。

6 業務内容

(1) 求人開拓業務の概要

求人開拓（または類似業務）の経験を有する求人開拓員を雇用し、求人開拓員が求人開拓業務を担います。

求人開拓員は、各区で生活保護受給者等の就労支援を担っている就労支援専門員及び自立相談支援員と定期的に打合せを行い、生活保護受給者等が希望する条件やニーズを把握し、それをもとに市内周辺の求人開拓を行います。

求人開拓員は、求人開拓にあたり、求人者へ、本事業が生活保護受給者等を対象としたものであることを説明し、理解を得ます。

求人開拓員は、受付けた求人について、法令に違反していないか、労働条件が不相当でないか等審査し、各区福祉保健センター生活支援課に配付します。

また、専任の統括責任者1名を置き、求人開拓員の管理・教育、区や企業との連絡調整等を行います。

(2) 就職支援セミナー等に関する業務の概要

求職中またはこれから求職活動を行う生活保護受給者等を対象として、就職に必要とされる知識やスキルの習得を目的とする就職支援セミナーを年間11回開催します。

また、人と関わるのが苦手である、求職活動の経験が乏しい等の理由により求職活動に踏み出せない生活保護受給者等の意欲喚起を目的とする意欲喚起セミナーを年間4回開催します。

(3) 就労訓練事業実施事業所開拓業務の概要

求人開拓員は、チラシ等を活用し、生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業所の開拓を行います。